

防経施第6993号
20.6.5
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防整施(事)第153号
28.3.31
一部改正 防官文(事)第29号
令和元年5年31日

経理装備局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（通達）

標記について、別添1のとおり措置要領が定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、これを実効的に運用するために必要な地方防衛局及び地方防衛支局と都道府県警察との連絡等については、警察庁と当省において合意した別添2に基づき実施されたい。

添付書類：1 防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領
2 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書

写送付先：大臣官房長、法制・IT等担当防衛参事官

防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領

1 趣旨

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、発注者が有資格業者に関し暴力団関係業者と疑われる何らかの実態、行為等の情報を得て、当該有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて都道府県警察に照会を行った結果、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに工事等の請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、この通達の定めるところにより、防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

また、防衛省が発注する工事等の請負者等が暴力団員等から不当介入を受けた場合には、この通達の定めるところにより、速やかに都道府県警察への通報等を行うことを請負者等に義務付けるものとする。

2 用語の意義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事等 工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施(事)第144号。28.3.31）の別紙の第2項に規定する技術業務をいう。
- (3) 有資格業者 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する工事等の契約に係る有資格者をいう。
- (4) 役員等 有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員以外の者をいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団準構成員 構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力若しくは関与する者をいう。
- (8) 暴力団関係業者 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる業者をいう。
- (9) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者 有資格業者である個人若しくは法人の役員等が暴力団員である当該有資格業者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者をいう。

- (1 0) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者に準ずる業者次に掲げる業者をいう。
 - ア 有資格業者である個人又は法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用する等しているときにおける当該有資格業者
 - イ 有資格業者である個人又は法人の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者
 - ウ 有資格業者である個人又は法人の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者
 - エ 有資格業者である個人又は法人の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを使用する等しているときにおける当該有資格業者
- (1 1) 暴力団員等 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者をいう。
- (1 2) 不当介入 地元対策費名目等での金品の要求、暴力団関係業者を下請等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為をいう。
- (1 3) 都道府県警察への通報等 都道府県警察への通報及び捜査上必要な協力並びに発注者への報告をいう。
- (1 4) 地方防衛局長等 地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）をいう。
- (1 5) 地方防衛局等 地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局長を除く。）をいう。
- (1 6) 各機関等 防衛省本省の施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁をいう。

3 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための措置

(1) 契約の相手方から暴力団を排除するための措置

都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除要請があった業者等、地方防衛局長等が明らかに請負者等として不相当と認める有資格業者に対する措置は以下のとおりとする。

ア 指名競争入札の場合

指名競争参加業者の指名基準等の運用について（防経会第52号。19.1.4）に基づき、防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

イ 一般競争入札の場合

防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

また、これを競争参加者に周知するため、入札公告に次の事項を明示するものとする。

（ア）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めないこと。

（イ）入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者とし

て防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わないこと。

ウ 随意契約の場合

随意契約の相手方としないものとする。

(2) 下請等から暴力団を排除するための措置

都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除要請があった業者等、各機関等の長又は地方防衛局長等が明らかに請負業者等として不適当と認める有資格業者については、防衛省が発注する工事等の下請等から排除するものとする。

また、これを請負者等に周知するため、契約書に「都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、下請等として使用してはならないこと。」と明示するものとする。

(3) 防衛省が発注する工事等から排除するものとした有資格業者又は排除を取りやめるものとした有資格業者に対する措置

ア 防衛省が発注する工事等から排除するものとした有資格業者に対する措置

防衛省が発注する工事等から排除するものとした有資格業者に対し、その旨を様式第1により地方防衛局長等が通知するとともに、様式第3により公表するものとする。

また、5(2)の伝達経路で連絡を受けた地方防衛局等以外の発注者は、様式第3により公表するものとする。

イ 防衛省が発注する工事等からの排除を取りやめるものとした有資格業者に対する措置

防衛省が発注する工事等からの排除を取りやめるものとした有資格業者に対し、その旨を様式第2により地方防衛局長等が通知するとともに、様式第4により公表するものとする。

また、5(2)の伝達経路で連絡を受けた地方防衛局等以外の発注者は、様式第4により公表するものとする。

4 請負者等が暴力団員等から不当介入を受けた場合の措置

(1) 請負者等に対する通報等の義務付け

暴力団員等から不当介入を受けた場合には速やかに都道府県警察への通報等を行うことを防衛省が発注する工事等の請負者等に義務付けるものとし、契約書に次の事項を明示するものとする。

ア 防衛省が発注する工事等において、暴力団員等から不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに都道府県警察への通報等を行わなければならないこと。

イ 防衛省が発注する工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、じ後の措置について発注者

と協議を行うことができること。

(2) 有資格業者が通報等義務を怠った場合の措置

ア 暴力団員等による不当介入を受けた有資格業者が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該有資格業者に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

イ アによる指名停止を受けた者については、工事等の施工成績又は業務成績の評価に反映させるものとする。

ウ アによる指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

エ アによる指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

5 都道府県警察への連絡方法等

(1) 都道府県警察との連絡窓口

都道府県警察との連絡窓口は、北海道防衛局、東北防衛局及び近畿中部防衛局の総務部会計課並びに北関東防衛局、南関東防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の総務部契約課並びに帯広防衛支局及び熊本防衛支局の総務課並びに東海防衛支局会計課とする。

(2) 都道府県警察から受けた連絡の伝達経路

連絡窓口は都道府県警察から有資格業者について暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等からの排除要請等を受けた場合には、速やかに整備計画局施設計画課（以下「施設計画課」という。）へ連絡を行うものとし、これを受け、施設計画課は各機関等及び当該排除要請等を受けた地方防衛局等以外の地方防衛局等へ連絡し、各機関等は必要な発注者へ連絡するものとする。

(3) 地方防衛局等以外の発注者が都道府県警察へ連絡を行う際の伝達経路

地方防衛局等以外の発注者が都道府県警察へ連絡を行う場合には、速やかに各機関等を経由して施設計画課へ連絡を行うものとし、これを受け、施設計画課は、当該発注者の所在区域を管轄する地方防衛局等へ速やかにその内容を連絡するものとする。

(4) その他

施設計画課は、毎年3月31日現在において、防衛省が発注する工事等から排除している有資格業者についてとりまとめ、4月10日までに、これを地方防衛局等及び各機関等へ送付するものとする。

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

(防衛局長) (注)

防衛省が発注する工事等からの排除通知書

この度、貴（都道府県警察から排除要請のあった有資格業者）に関し、（ 県警察本部 ）より別添のとおり防衛省が発注する工事等からの排除要請を受け、令和 年 月 日以降に（ 防衛局 ）管轄区域内で防衛省が発注する工事等から排除することとしたので通知します。

なお、（ 県警察本部 ）から排除要請の取消しに係る連絡があり、（当局）が認めた場合には、この取扱いを取りやめる旨を通知します。

添付書類：

(注) 防衛局長又は 防衛支局長

様式第2
文書番号
発簡年月日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

(防衛局長) (注)

防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ通知書

(文書番号) (発簡年月日) をもって (防衛局) 管轄区域内で防衛省が発注する工事等から排除することとした旨を通知したところであるが、(県警察本部) より別添のとおり防衛省が発注する工事等からの排除要請の取消しに係る連絡を受け、令和 年 月 日付けで当該取扱いを取りやめたので通知します。

添付書類：

(注) 防衛局長又は 防衛支局長

防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除措置の概要

1 防衛省が発注する工事等から排除する業者名：

業者の住所：

2 防衛省が発注する工事等からの排除措置年月日：

3 防衛省が発注する工事等からの排除措置の範囲：
防衛省が発注する（工事）

4 事実概要：

（ 県警察本部）から、（都道府県警察から排除要請のあった有資格業者）について、防衛省が発注する工事等からの排除要請があった。（別添参照）

5 防衛省が発注する工事等からの排除措置理由：

防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領の 1 に該当するため。

6 その他：

排除することとしている期間においては、当省が発注する工事等の入札への参加を認めない。

都道府県警察からの通報又は回答を添付すること。

（参 考）

防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領の 1（抄）
防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、（中略）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、（中略）防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置の概要

1 防衛省が発注する工事等から排除を取りやめる業者名：

業者の住所：

2 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置年月日：

3 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置の範囲：
防衛省が発注する（工事）

4 事実概要：

（ 県警察本部 ）から、（ 都道府県警察から排除要請のあった有資格業者 ）について、防衛省が発注する工事等からの排除要請の取消しに係る連絡があった。（別添参照）

5 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置理由：

防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領の 1 に該当しないと認められたため。

都道府県警察からの通報又は回答を添付すること。

（ 参 考 ）

防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領の 1（抄）
防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、（中略）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不適当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、（中略）防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第87号
経施第6992号
平成20年6月5日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

防衛省経理装備局施設整備課長

防衛省が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）からの暴力団排除を推進するため、警察庁と防衛省は、都道府県警察と地方防衛局及び地方防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための連絡体制等

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、都道府県警察から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる業者（以下「暴力団関係業者」という。）として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、防衛省が発注する工事等から排除するものとし、その実施に係る都道府県警察と地方防衛局等の連絡体制等は以下のとおりとする。

- (1) 発注者が、建設工事競争参加有資格者名簿又は測量及び建設コンサルタント等競争参加有資格者名簿に記載されている者（以下「有資格業者」という。）に関し、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態、行為等の情報を得たときは、当該有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、地方防衛局会計課長等（北海道防衛局、東北防衛局及び近畿中部防衛局の総務部会計課長並びに北関東防衛局、南関東防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の総務部契約課長並びに帯広防衛支局

及び熊本防衛支局の総務課長並びに東海防衛支局会計課長をいう。以下同じ。)を經由して当該部局の区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、文書(別記様式第1号)により照会できるものとする。

- (2) 暴力団対策主管課長は、有資格者に関し、暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する地方防衛局会計課長等に対し、速やかに文書(別記様式第2号)により通報することができるものとする。
- (3) 暴力団対策主管課長が1(1)による照会を受けたときは、当該有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、地方防衛局会計課長等に対し速やかに文書(別記様式第3号)により回答するものとする。
- (4) 1(2)に規定する通報又は1(3)に規定する回答をもって、暴力団対策主管課長が地方防衛局会計課長等に対し、当該暴力団関係業者について排除要請を行ったものとする。

地方防衛局長又は地方防衛支局長は、この要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、別に定められる手続に従い、防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

- (5) 暴力団対策主管課長は、1(4)の排除要請を行った暴力団関係業者について、その後の事情変更により排除する必要がなくなった場合には、地方防衛局会計課長等に対し、排除要請の取消しを通知するものとする。
- (6) 発注者は、排除要請のあった暴力団関係業者の排除の継続又は取りやめについて、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに、地方防衛局会計課長等を経由して暴力団対策主管課長に対し、文書(別記様式第4号)により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書(別記様式第3号)により回答するものとする。

2 請負者等が暴力団員等から不当介入を受けた場合の連絡体制等

防衛省が発注する工事等の請負者等が暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)から地元対策費名目等での金品の要求や暴力団関係業者を下請等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合、当該請負者等に対して、都道府県警察への通報及び捜査上必要な協力並びに発注者への報告を行うこと(以下「都道府県警察への通報等」という。)を義務付けることとし、その実施に係る都道府県警察と地方防衛局等の連絡体制等は以下のとおりとする。

(1) 都道府県警察が不当介入の通報を受けた場合の取扱いについて

防衛省が発注する工事等の請負者等が、暴力団員等から不当介入を受け、都道府県警察にその旨を通報した場合には、都道府県警察は、その内容に応じて、請負者等に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく行政命令の発出、請負者等及び発注者の万全な保護対策の徹底を図るものとする。

- (2) 請負者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて
- ア 暴力団対策主管課長は、防衛省が発注する工事等の請負者等が暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず都道府県警察への通報や捜査上必要な協力を行うことを怠ったと認められる事案を認知した場合には、地方防衛局会計課長等に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報するものとする。
 - イ 発注者は、2（2）アの通報を受けた場合には、その事実の内容について確認の上、速やかに所定の措置を講ずるとともに、地方防衛局会計課長等を経由して暴力団対策主管課長に対し、措置結果を文書（別記様式第6号）により回答するものとする。

3 その他

暴力団対策主管課長及び地方防衛局会計課長等は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて個別に取り決める等の方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進するものとする。

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
(〇〇防衛局総務部会計課長) 印			

(〇〇防衛局総務部会計課長) 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長 印

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づく通報について

下記の有資格業者において、防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認したので通報します。

記

1 商号又は氏名

2 所在地

3 代表者

4 該当する理由

5 その他

(〇〇防衛局総務部会計課長) 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長 印

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づく回答について

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づき、平成〇年〇月〇日
付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会にかかる調査結果
 - ・ 該当する
 - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	平成○年○月○日付け（文書番号）により排除要請のあった上記の者について、防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
（○○防衛局総務部会計課長）印			

(〇〇防衛局総務部会計課長) 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長 印

(□□防衛局)が発注する工事等において暴力団員等から不当介入を受けた請負者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる事案について(通報)

(貴〇〇防衛局)が発注する工事等の請負者等が、発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、□□県警察への通報等を怠ったと認められたため、防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

取扱警察

県 警察署
課

請負者等	所在地 () —
	商号又は氏名
	代表者 () —
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・場所 工事等件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事等件名
請負者等からの通報、捜査上必要な協力を得られなかった事案(不当介入の内容・被害の状況)	
請負者等の通報、捜査上必要な協力についての対応状況	

□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(○○防衛局総務部会計課長) 印

(○○防衛局) が発注する工事等において暴力団員等から不当介入を受けた請負者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる事案への対応結果について (回答)

平成○年○月○日 (文書番号) で通報のあった事案については、下記のとおり、当該請負者等に対して措置したので回答します。

記

- 対象業者
- 措置年月日
- 措置内容